

犬山市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市議会議員政治倫理条例(令和4年条例第29号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 条例第4条の規定による宣誓は、宣誓書(様式第1)によるものとする。

(指定法人等)

第3条 条例第5条第5号の議長が規則で定めるものは、次に掲げる法人又は団体とする。

- (1) 愛北広域事務組合
- (2) 尾張北部環境組合
- (3) 愛知県後期高齢者医療広域連合
- (4) 愛知県尾張水害予防組合
- (5) 犬山市土地開発公社
- (6) 犬山まちづくり株式会社
- (7) 社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
- (8) 公益社団法人 犬山市シルバー人材センター
- (9) 一般社団法人 パブリックワークス犬山市アムニティ協会
- (10) 一般社団法人 犬山市観光協会
- (11) 犬山国際交流協会
- (12) 公益財団法人 犬山城白帝文庫
- (13) 特定非営利活動法人 犬山市スポーツ協会

(実質的に経営に携わる範囲)

第4条 条例第6条の実質的に経営に携わるときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している場合

- (2) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与していると認められる場合

(政治倫理基準の違反に関する申立て等)

第5条 条例第7条第1項の規定による申立ては、政治倫理基準違反申立書（様式第2）によるものとする。

- 2 議長は、条例第7条第1項の規定による申立てをした者が、有権者（条例第7条第1項に規定する有権者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、犬山市選挙管理委員会に対し、当該申立てをした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

- 3 条例第7条第3項の規定による通知は、政治倫理基準違反申立通知書（様式第3）によるものとする。

- 4 条例第7条第4項の規定による対応書は、政治倫理基準違反申立対応書（様式第4）によるものとする。

- 5 条例第7条第5項の規定による通知は、政治倫理基準違反申立対応通知書（様式第5）によるものとする。

- 6 条例第7条第6項の規定による申出は、政治倫理基準違反説明申出書（様式第6）によるものとする。

(審査請求の手續等)

第6条 審査請求（条例第8条第1項に規定する審査請求をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式による請求書（以下「審査請求書」という。）により行うものとする。

- (1) 条例第8条第1項第1号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書（有権者用）（様式第7）

- (2) 条例第8条第1項第2号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書（議員用）（様式第8）

- 2 条例第8条第1項第1号に掲げる場合において、審査請求をしようとする者は、審査請求署名簿（様式第9。以下「署名簿」という。）に、同号に掲げる請求書の写しを添えて、有権者に対し、署

名を求めなければならない。

（審査請求書の審査）

第7条 議長は、条例第8条第1項第1号に掲げる場合において、審査請求を受けたときは、犬山市選挙管理委員会に対し、署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

2 条例第9条第1項の相当の期間とは、同項の規定による補正を求めた日の翌日から起算して14日を超えない期間とし、当該補正の要求は、審査請求補正要求書（様式第10）によるものとする。

3 条例第9条第3項の規定による通知は、却下通知書（様式第11）によるものとする。

（審査会設置の通知）

第8条 条例第10条第2項の規定による通知は、審査会設置通知書（様式第12）によるものとする。

（審査会の審査）

第9条 条例第11条第2項の規定による意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項の要求は、要求書（様式第13）によるものとする。

2 条例第13条第1項の規定による弁明の機会の請求は、弁明請求書（様式第14）によるものとする。

（審査結果の報告）

第10条 条例第14条の規定による報告は、審査結果報告書（様式第15）によるものとする。

（審査結果の通知）

第11条 条例第15条の規定による通知は、審査結果通知書（様式第16）によるものとする。

（公表の方法）

第12条 条例第17条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 犬山市議会ホームページへの掲載

- (2) 犬山市議会だよりへの掲載
 - (3) その他議長が適当と認める方法
- (雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則（令和 4 年 11 月 25 日議会規則第 2 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 （第 2 条関係）

宣 誓 書

私は、市民全体の代表者としての責任を自覚し、犬山市議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準を遵守し、議員としての資質と政治倫理の向上に努め、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにすることを誓います。

年 月 日

犬山市議会議員

様式第 2 （第 5 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立書

犬山市議会議長

申立者

住 所

氏 名

電話番号

犬山市議会議員政治倫理条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申し立てます。

対 象 議 員 名	
申 立 て の 内 容	

添付資料

- (1) 政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料
- (2) その他議長が必要と認める書類

様式第3（第5条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立通知書

犬山市議会議員 様

犬山市議会議長 ⑩

年 月 日付けで犬山市議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づく申立が別添のとおりあったので通知します。

つきましては、同条例第2条第3項の規定に基づき、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにし、年 月 日までに、当該申立に係る対応書を議長に提出してください。

申 立 て の 内 容	
-------------	--

添付資料

政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

様式第4（第5条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立対応書

犬山市議会議長

犬山市議会議員

年 月 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理
条例第7条第1項の規定に基づく申立について、次のとおり対応内容
を報告します。

申 立 て の 内 容	
対 応 内 容	

様式第 5 （第 5 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立対応通知書

様

犬山市議会議長

㊟

年 月 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理
条例第 7 条第 1 項の規定に基づく申立について、対象議員から対応内
容の報告があったので、通知します。

対 象 議 員 名	
申 立 て の 内 容	
対 応 内 容	

様式第 6 （第 5 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反説明申出書

犬山市議会議長

申出者

住 所

氏 名

電話番号

犬山市議会議員政治倫理条例第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり申し出ます。

対 象 議 員 名	
申 出 の 内 容	
申 出 理 由	

添付資料

政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

様式第 7 （第 6 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（有権者用）

犬山市議会議長

審査請求代表者

住 所

氏 名

電話番号

犬山市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

対 象 議 員 名	
審 査 請 求 の 内 容	

添付資料

- (1) 審査請求署名簿（様式第 9 ）
- (2) 政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

備考

- 1 審査請求には、犬山市の議員及び長の選挙権を有する 30 人以上の連署が必要である。
- 2 審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から 1 年以内に行わなければならない。

様式第 8 （第 6 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（議員用）

犬山市議会議長

犬山市議会議員 会派名及び氏名

代表者

賛成者

犬山市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

対 象 議 員 名	
審 査 請 求 の 内 容	

添付資料

政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

備考

- 1 審査請求には、議員 3 人以上の連署が必要である。（連署する議員は 2 以上の異なる会派（会派に属さない議員は、1 人つき 1 会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない。）
- 2 審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から 1 年以内に行わなければならない。

様式第 9 （第 6 条関係）

審査請求署名簿

私は、別添「政治倫理基準違反審査請求書（有権者用）」に記載された審査請求の内容について、犬山市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定により審査を請求することに賛同し、署名します。

また、私が犬山市の議員及び長の選挙権を有する者であるかどうかについて、犬山市議会が犬山市選挙管理委員会に確認を求めることについて同意します。

番号	署名 年月日	住所	氏名	生年月日

備考

- 署名は、自筆によるものでなければならない。
- 身体障害等により署名を他人に委任する場合は、代筆者は犬山市の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。この場合において、委任を受けた者は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。

- 3 署名は、地方自治法施行令第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。
- 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行われた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による犬山市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

様式第 10（第 7 条関係）

年 月 日

審査請求補正要求書

様

犬山市議会議長

⑩

年 月 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理
条例第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、下記の理由によ
り 年 月 日までに補正するよう求めます。

記

1. 補正を求める理由

様式第 1 1 （第 7 条関係）

年 月 日

却下通知書

様

犬山市議会議長

⑨

年 月 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理
条例第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、下記の理由によ
り却下することとしましたので通知します。

記

1 . 却下の理由

様式第 1 2 （第 8 条関係）

年 月 日

審査会設置通知書

様

犬山市議会議長

⑨

年 月 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理
条例第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について審査するため、下
記のとおり犬山市議会議員政治倫理審査会を設置したので通知しま
す。

記

1．対象議員名

2．審査請求の内容

3．審査会を設置した日

様式第 13（第 9 条関係）

年 月 日

要 求 書

様

犬山市議会議長

⑨

犬山市議会議員政治倫理審査会の審査のため必要ですので、犬山市議会議員政治倫理条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要求します。

記

1. 審査の内容

2. 要求の内容

3. 要求の理由

様式第 1 4 （第 9 条関係）

年 月 日

弁明請求書

犬山市議会議長

犬山市議会議員

犬山市議会議員政治倫理条例第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、審査会に対して下記の方法により弁明したいので請求します。

記

弁明の方法 口頭 ・ 文書

様式第 15（第 10 条関係）

年 月 日

審査結果報告書

犬山市議会議長

犬山市議会議員政治倫理審査会
委員長

年 月 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理
条例第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、犬山市議会議員
政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果
を通知します。

対 象 議 員 名	
審 査 請 求 の 内 容	
審 査 の 結 果	
審 査 会 の 意 見	

様式第 16（第 11 条関係）

年 月 日

審査結果通知書

様

犬山市議会議長

㊟

年 月 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理
条例第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、犬山市議会議員
政治倫理審査会から別紙のとおり審査結果の報告を受けましたので通
知します。